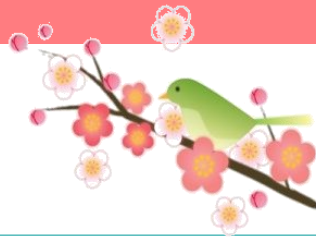


春闘ニュース



第5号

発行日:2021/2/17

発行元:神奈川県国民春闘共闘会議 横浜市中区桜木町3-9 TEL 045-212-5855 Email info@kanagawa-rouren.jp

神奈川労働局要請(2月15日)

2度目の「緊急事態宣言」が出され、労働者とりわけ非正規雇用労働者などに影響が及び、行政施策の改善が求められる相談が、地域労組や相談センターに寄せられていることから、神奈川労連として2月15日に神奈川労働局に要請を行いました。労働相談センターや地域労組、建交労などから12人が参加しました。

要請の主な内容は、①雇用調整助成金や休業支援金などの活用促進によって労働者支援を強めること、②雇用確保の施策を強めること、③人員増や安定雇用の実現により労働行政の拡充をはかること、などです。

大企業を訪問し指導

2月10日までの県内における雇用調整助成金の申請件数は97,205件、決定件数は95,169件、また2月8日までの休業支援金の申請件数は89,112件、決定件数は76,273件であり、休業支援金では学生アルバイトの割合も多いことが明らかになりました。要請側から、労働者も使用者も報復や行政からの指導を恐れて、制度活用をしないケースがあることを指摘し、広報や啓発を強め活用を一層促進するよう求めました。

国会でも議論になった、大企業非正規雇用のシフト制労働者などが休業支援金を活用できるようになることにかかわり、「局内において情報共有を行い、休業手当が払われていない大企業を訪問し指導などを実施する」と述べました。

大企業の非正規雇用労働者にも休業支援金を含めた支払いをすることが一部認められてきました。制限があるため、今後、中小企業で働く労働者と同様に補償させていく取り組みが必要です。

活用できる回答



参加者からは具体的な相談事例に基づき、企業名も明らかにして対策を求めました。川崎地域合同労組からは、全国チェーンの中華料理店において、就労日数が契約変更によって週4日から1日に減らされ収入が大きく減少していることを明らかにし、「条件を拒否すれば契約更新されず雇止め。拒否できない労働条件の不利益変更に対して、企業への指導や労働者の支援策を行うべき」と迫りました。

労働者が支援制度のコールセンターやハローワークなどに支援を求めた際、十分な説明がされず拒否される事例を複数の参加者が指摘し、改善を求めました。局からもコールセンターの課題について把握している旨と「本省を通じて改善を求めている」との回答がありました。

またハローワークにおいては、「休業支援金・給付金の申請書を渡すだけでなく、記入方法も含めて相談にのっている」との説明があり、今後の労働相談への対応に活かせるものです。

雇用確保・安定雇用

就職先が見つからない高校生が、保護者もコロナ禍で収入が減っているため進学もできず、進路が決まらない状況も伝え、学卒者など若者の雇用確保を求めました。また、就職氷河期世代への対策強化については、現在、横浜と相模原にある窓口を来月から川崎、藤沢にも設置すること、ニーズが多く雇用確保にもつながっていることが説明されました。労働行政の拡充にむけて、職員を抜本的に増員することを強く求めるとともに、年度末に労働局において多くの非常勤職員が雇止めされる事態の不当性を追及し、雇用継続と安定雇用の確保を求めました。